

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則

(目的等)

第1条 この規則は、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

2 この規則における用語の意義は、指数先物特例に定めるところによる。

(業種別指数に係る各構成銘柄選定方法及び株価指数算出方法)

第1条の2 指数先物特例第3条第3号から第5号までの株価指数各構成銘柄の選定方法及び株価指数の算出方法は、本所が規則により定める。

(取引日の終了時間)

第1条の3 指数先物特例第2条第6号に規定する本所が定める時間は、午後4時とする。

(新たな限月取引の取引開始時間)

第1条の4 指数先物特例第4条第4項に規定する本所が定める時間は、午前8時20分とする。

(ストラテジー取引の種類等)

第2条 指数先物特例第4条の2第2項に規定するストラテジー売取引及びストラテジー買取引により成立する指数先物取引の売付け又は買付けの組合せ及び本所が定めるストラテジー取引の種類、同条第3項に規定する本所が定めるストラテジー取引の値段の算出方法並びに同

第11条の3に規定する本所が定める種類のストラテジー取引は、別表1のとおりとする。

(取引の中断)

第3条 指数先物特例第10条第4項及び同第11条第6項に規定する取引が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 指数先物特例第14条の2の規定により取引の一時中断が行われた場合
- (2) 指数先物特例第15条各号の規定により取引の停止が行われた場合

第4条から第6条まで 削除

(クロージング・オーケション時の約定数値等を定める取引における値幅)

第7条 指数先物特例第10条第5項に規定する本所が定める値幅は、取引状況等を勘案して本所が適当と認める値幅とする。

(取引の取消し)

第7条の2 指数先物特例第10条の2第1項の規定による取引の取消しは、同第15条第1号の規定により取引の停止を行った後（取引の停止を行わなかった場合にあっては、業務規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表した後）を行うものとする。

2 指数先物特例第10条の2第1項に規定する本所が定める取引は、その都度本所が必要と認める取引とする。

(呼値の制限値幅)

第7条の3 指数先物特例第11条第4項に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、基準値段から制限値幅を

減じて得た値段を下限とし，基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。

2 前項に規定する制限値幅は，次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い，当該各号に定める数値とする。

(1) 日経300，日経平均，業種別指数，MSCI JAPAN及びRNP指数

次の a から d までに掲げる取引日（休業日に当たるときは，順次繰り下げる。）前25日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい，同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除外する。以下日数計算において同じ。）に当たる日に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引（取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の第4項に規定する呼値の制限値幅の基準値段の平均値（次項第1号において「制限値幅算定基準値」という。）に100分の8を乗じて得た数値（日経300，MSCI JAPAN 及びRNP 指数に係るものにあっては1ポイントの整数倍の数値でないときは，1ポイントの整数倍の数値に切り下げ，日経平均及び業種別指数に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは，10円の整数倍の数値に切り下げる。次項第1号において同じ。）とする。

- a 3月1日に終了する取引日
- b 6月1日に終了する取引日
- c 9月1日に終了する取引日
- d 12月1日に終了する取引日

(2) NYダウ

CBOT が本国取引（CBOT が開設する外国金融商品市場において取引されている NYダウを対象とした指数先物取引をいう。以下同じ。）において設定した level 1 limit の制限値幅と同じ値とする。ただし，CBOT が当該制限値幅を変更したときは，本所がその都度定

める取引日までは従前の値とする。

(3) 日経平均 V I

10ポイントとする。

3 指数先物特例第14条の2第2項に規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる取引対象指数に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経300、日経平均、業種別指数、MSCI JAPAN及びRNP指数

a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。cにおいて同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

b 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。dにおいて同じ。）を基準値段から減じて得た値段に変更する。

c 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加えて得た値段に変更する。

d 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加えて得た値段に変更する。

(2) N Y ダウ

前号の規定は、N Y ダウを対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「第1次拡大制限値幅（制限値幅算定基

準値に100分の12を乗じて得た数値をいう。cにおいて同じ。)」とあるのは「第1次拡大制限値幅(CBOTが本国取引において設定したlevel 2 limitの制限値幅と同じ値をいう。ただし、CBOTが当該制限値幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。)」と、「第2次拡大制限値幅(制限値幅算定基準値に100分の16を乗じて得た数値をいう。dにおいて同じ。)」とあるのは「第2次拡大制限値幅(CBOTが本国取引において設定したlevel 3 limitの制限値幅と同じ値をいう。ただし、CBOTが当該制限値幅を変更したときは、本所がその都度定める取引日までは従前の値とする。)」と読み替えるものとする。

(3) 日経平均V.I

a 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、5ポイントに下限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段から減じて得た数値に変更する(当該数値が正の値とならない場合は、0.05ポイント)。

b 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

呼値の制限値幅の上限について、5ポイントに上限の拡大回数を乗じて得た数値を基準値段に加えて得た数値に変更する。

4 前3項に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) Mini取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値(業務方法書第48条第1項に規定する清算数値をいう。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経300、日経平均、業種別指数、MSCI JAPAN及びRNP指数にあっては別表2により算出した理論価格(当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段(該当する値段が二つある場合は、高い方の値段)), NYダウ及び日経平均V.Iにあっては当該限月取引

の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値)とする。

(2) Mini取引

当該限月取引と取引最終日を同一とするLarge取引の限月取引に係る呼値の制限値幅の基準値段と同一とする。ただし、対応するLarge取引の限月取引がない場合は、前号の規定により算出した数値とする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、本所は、市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の限月取引について呼値の制限値幅を変更することができる。

6 第4項の規定にかかわらず、本所が同項の定めるところにより得られた数値を呼値の制限値幅の基準値段とすることが適当でないと認める場合には、本所がその都度定める。

(呼値の条件)

第7条の4 指数先物特例第11条第8項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(1) 通常条件

日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。

(2) 指定期間条件

本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日(休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。)の日中立会終了時まで有効とする条件とする。

(3) 残数量取消条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。

(4) 全数量執行条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、取引参加者は当該各号に定める条件を付して呼値を行うことができない。

(1) 指数先物特例第10条第2項に規定する取引を行う場合（成行呼値を行う場合に限る。）

前項第1号及び第2号の条件

(2) 指数先物特例第10条第3項又は第4項に規定する取引を行う場合
前項第4号の条件（成行呼値を行う場合は、前項第1号及び第2号を含む。）

3 取引参加者は、指数先物特例第11条第9項の規定により、呼値を行うとするときは、次の各号に定める条件を付すことができる（第1号及び第2号の条件にあっては、指数先物特例第10条第2項に規定する取引を行っている場合に限る。）。ただし、取引管理上本所が必要と認める場合には、本所は当該条件を付して呼値を行うことを停止することがきる。

(1) 最良売指値条件

最も高い値段の買呼値と同じ値段の売呼値となる条件、又は、対当する買呼値がない場合にあって、売呼値があるときは最も低い値段の売呼値より低い値段のうち最も高い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も低い値段の売呼値が第7条の3第1項に規定する呼値の制限値幅の下限の値段である場合は、当該下限の値段）の売呼値となる条件若しくは売呼値がないときは効力を失う条件とする。

(2) 最良買指値条件

最も低い値段の売呼値と同じ値段の買呼値となる条件，又は，対当する売呼値がない場合にあって，買呼値があるときは最も高い値段の買呼値より高い値段のうち最も低い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も高い値段の買呼値が第7条の3第1項に規定する呼値の制限値幅の上限の値段である場合は，当該上限の値段）の買呼値となる条件若しくは買呼値がないときは効力を失う条件とする。

（3）ストップ条件

当該条件を売買システムが記録した後に，取引参加者があらかじめ指定した価格指標（最も低い値段の売呼値，最も高い値段の買呼値又は立会における約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。次条において同じ。）をいう。）が指数先物特例第10条第2項に規定する取引を行っている場合において取引参加者があらかじめ指定した値段以上となったとき又はあらかじめ指定した値段以下となったときに，本所が別に定めた範囲であらかじめ登録していた呼値を行おうとする条件とする。

4 ストラテジー取引に係る前3項の規定の適用については，第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件（第2号を除く。）」と，前項中「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と，「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と，「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

（呼値に関する事項）

第8条 指数先物特例第11条第11項の規定により，指数先物取引の呼値に関し，本所が定める事項は，次の各号に定める事項とする。

（1）呼値の効力

呼値の効力は，前条の規定に定めるところによる。ただし，指数先物特例第15条各号の規定により取引の停止が行われた場合の呼値の効力は，本所がその都度定めることができる。

(2) 呼値の方法等

- a 呼値は、取引参加者端末装置からその内容を入力し行うものとする。
- b 指数先物特例第10条第2項に規定する取引における次の(a)及び(b)に掲げる呼値は、当該(a)及び(b)に定めるところにより処理するものとする。
 - (a) 売呼値が行われているときにおける当該値段より高い値段の買呼値は、当該買呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の売呼値に対応する買呼値として処理するものとする。
 - (b) 買呼値が行われているときにおける当該値段より低い値段の売呼値は、当該売呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の買呼値に対応する売呼値として処理するものとする。

(3) 成行呼値の禁止

本所は、取引の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全部又は一部の限月取引について成行呼値を禁止することができる。

(4) ストラテジー取引に係る呼値の制限

取引参加者は、指数先物特例第10条第7項の規定により算出する値段が本所の定める値幅を超える値段となるストラテジー売呼値又はストラテジー買呼値を行うことができない。

(5) 夜間立会におけるストラテジー取引の呼値の制限

取引参加者は、取引最終日の翌取引日の夜間立会において、ストラテジー取引の呼値を行うことができない。

2 ストラテジー取引に係る前項第2号の規定の適用については、同号中「指数先物特例第10条第2項」とあるのは「指数先物特例第10条第6項の規定により読み替えて適用する指数先物特例第10条第2項」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「買呼値」とあるの

は「ストラテジー買呼値」と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」と、「約定数値」とあるのは「約定ストラテジー値段」とする。

(マーケットメイカー制度)

第 8 条の 2 本所は、指数先物特例第11条第11項の規定により、本所の市場における指数先物取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、指数先物取引に係るマーケットメイカー制度を設ける。

- 2 本所は、本所が定めるところにより、取引参加者から指数先物取引に係るマーケットメイカーへの指定の申込みを受けて、指数先物取引に係るマーケットメイカーに指定する。
- 3 前項の規定により指定された取引参加者は、本所が別に指定する限月取引における売呼値及び買呼値を恒常的に行う役割を担うものとする。
- 4 本所は、本所が定めるところにより、第 2 項の指定を取り消すことができる。
- 5 本所は、指数先物取引に係るマーケットメイカーの指定又は指定の取消しを公表し、及び各取引参加者に通知する。
- 6 前各項に定めるもののほか、指数先物取引に係るマーケットメイカー制度に関し必要な事項については、本所が定める。

(取引の一時中断)

第 9 条 指数先物特例第14条の 2 第 1 項に規定する本所が適當と認める時間は、同項第 1 号及び第 3 号に該当した場合には15分間以上とし、同項第 2 号及び第 4 号に該当した場合には10分間以上とする。

- 2 指数先物特例第14条の 2 第 1 項ただし書に規定する本所が定める場合は、午後 2 時45分から日中立会終了時まで又は翌日の午前 2 時30分から夜間立会終了時までの間に同項各号のいずれかに該当した場合、及び過誤のある呼値が入力されたことにより同項各号のいずれかに該

当した場合とする。

- 3 指数先物特例第14条の2第1項第2号及び第4号に規定する本所が定める時間は、5分間とする。
- 4 指数先物特例第14条の2第3項に規定する本所が定める値幅は、取引状況等を勘案して本所が適当と認める値幅とする。

(取引の停止)

第9条の2 指数先物特例第15条各号に掲げる場合の取引の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

第10条及び第11条 削除

(過誤訂正等のための取引の承認申請)

第12条 指数先物特例第26条第1項の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(特別清算数値算出に係る値段)

第13条 指数先物特例第32条第1項第1号及び第2号に規定する約定値段に関し、同項各号かっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 日経300、日経平均及び業種別指数

a 取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。別表2を除き、以下同じ。）において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当該銘柄に特別気配値段（東京証券取引所の定める呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段をいう。この号において同じ。）がある場合は、最終特別気配値段とする。

b 取引最終日の終了する日の翌日において、東京証券取引所にお

ける当該銘柄に最終特別気配値段がない場合は、直近の約定値段（最終特別気配値段及び東京証券取引所の定める呼値に関する規則第11条の規定により連續約定気配表示された最終連續約定気配値段を含む。次のcにおいて同じ。）とする。

c 東京証券取引所における当該銘柄の直近の配当落等の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条第1項の規定により定める日をいい、配当（剰余金配当をいう。第2号cにおいて同じ。）落のみに係る日を除く。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条の2の規定により定める日をいう。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

(2) MSCI JAPAN及びRNP指數

a 取引最終日の終了する日の翌日において、主たる取引所金融商品市場における当該銘柄に特別気配値段（当該主たる取引所金融商品市場を開設する者の定める規則の規定（呼値に関する規則第13条の規定に相当する規定）により特別気配表示された特別気配値段をいう。この号において同じ。）がある場合は、最終特別気配値段とする。

b 取引最終日の終了する日の翌日において、主たる取引所金融商品市場における当該銘柄に最終特別気配値段がない場合は、直近の約定値段（最終特別気配値段及び当該主たる取引所金融商品市場を開設する者の定める規則の規定（東京証券取引所の定める呼値に関する規則第11条の規定に相当する規定）により連續約定気配表示された最終連續約定気配値段を含む。次のcにおいて同じ。）とする。

c 主たる取引所金融商品市場における当該銘柄の直近の配当落等の期日（当該主たる取引所金融商品市場を開設する者の定める規則の規定により定める日をいい、配当落のみに係る日を除く。）

又は株式併合後の株券の売買開始の期日（当該主たる取引所金融商品市場を開設する者の定める規則の規定により定める日をいう。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

2 指数先物特例第32条第1項第4号に規定する本所が定める時間は、10分間（同号に規定する日経平均オプション取引に係る第二限月取引（最初に取引最終日が到来する限月取引の次に取引最終日が到来する限月取引をいう。）において、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第17条の2の規定により取引の一時中断が行われた時間及び同第18条各号の規定により取引の停止が行われた時間を除く。）とする。

（ギブアップの申告时限）

第14条 指数先物特例第34条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る指数先物取引が成立した取引日の終了する日の午後4時45分までに行うものとする。

（テイクアップの申告时限）

第15条 指数先物特例第35条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る指数先物取引が成立した取引日の終了する日の午後5時までに行うものとする。

（国外取引参加者に係る先物取引等責任者の承認申請）

第16条 指数先物特例第40条第3項の規定による申請は、本所が定める様式による承認申請書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

付 則

この規則は、平成10年11月30日から施行する。ただし、(別表第1)理論価格算出に関する表については、本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年5月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成12年7月17日

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する〔(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日〕。ただし、第2条及び第5条の改正規定は、平成12年10月1日以降の日で、本所が定める日から〔(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日〕、第11条の改正規定は、平成12年11月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日から施行する。

(注) 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

この規則は、平成13年9月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年7月15日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成14年11月25日

付 則

この規則は、平成14年12月13日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成16年9月10日から施行する。

付 則

この規則は，平成16年12月13日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年4月25日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年12月19日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年7月18日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年5月21日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月18日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年1月4日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年10月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年11月5日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年11月25日から施行する。

付 則

1 この規則は，平成20年12月15日から施行する。

2 この規則施行の日から本所が定める日までの間における改正後の第9条の2第1項の規定の適用については，同項中「同項各号のいずれかに該当した時」とあるのは，「同項各号のいずれかに該当した時（同項第2号又は第4号に該当した場合にあっては，同項第2号又は第4号に該当した直後の本所がその都度定める時）」とする。

(注) 「本所が定める日」は平成21年1月25日

付 則

この規則は，平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この規則は，平成21年12月30日から施行する。ただし，第13条第1号a及びb並びに同第2号a及びbの改正規定は，平成22年1月4日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，第13条第1号a及びb並びに同第2号a及びbの改正規定は，東京証券取引所において呼値に関する規則第11条の規定が施行されない場合には，平成22年1月4日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成23年2月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，売買システムの稼働に支障が生じたことにより，改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には，平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年7月19日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年11月26日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

(別表1) ストラテジー取引の種類等

ストラテジー取引の種類	ストラテジー買取引により成立する指數先物取引	ストラテジー売取引により成立する指數先物取引	インプライド機能	ストラテジー値段の算出方法
カレンダースプレッド	期近限月取引の売付け及び期先限月取引の買付けがそれぞれ1単位成立する取引	期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ1単位成立する取引		期先限月取引の値段から期近限月取引の値段を減じる

(注1) インプライド機能欄に があるのは、指數先物特例第11条の3に規定する本所が定める種類のストラテジー取引であることを示す。

(注2) 期近限月取引とは、取引最終日が先に到来する限月取引をいう。

(注3) 期先限月取引とは、取引最終日が後に到来する限月取引をいう。

(別表2) 理論価格算出に関する表

$$\text{理論価格} = S e^{(r - \delta)t}$$

(注1) 上式における各記号の意味は、次のとおりとする。

S : 算出時の取引対象指數

e : 自然対数の底

δ : 本所が指定する予想配当利回り

t : 翌日から当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）までの日数/365

r : 本所が指定する金利

(注2) 配当利回りは、日経300、日経平均及び業種別指數の場合は予想配当利回りを、MSCI JAPAN及びRNP指數の場合は過去の配当実績に基づく配当利回りを用いるものとする。

(注3) 日経300、MSCI JAPAN及びRNP指數を対象とする指數先物取引の

理論価格を算出する場合で，小数点第2位以下の端数が生じたときは，これを四捨五入する。

(注4) 日経平均株価及び業種別指数を対象とする指数先物取引の理論価格を算出する場合で，円位未満の端数が生じたときは，これを四捨五入する。

(注5) 取引対象指数は，理論価格の算出前に当該指数の算出者（当該指数の配信に係る委託者を含む。）から受信した取引対象指数のうち算出前に最も近い時点に受信した数値とする。